

議員（隅岡 美子）

失礼致します。11番、隅岡 美子でございます。

順次、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願い致します。

令和6年1月1日16時10分、石川県能登半島地方を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の強烈な地震が襲いました。

石川県志賀町、輪島市で震度7、七尾市、珠洲市、穴水町で震度6強などの強烈な揺れが人々を襲いました。その後も震度5強の揺れが観測されるなど余震が続いています。

今般の地震で、多くの方がお亡くなりになりました。また、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。

亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、質問に入ります。1点目の質問は、防災についてであります。

2点目の質問は、健康診断実施のための環境整備についてであります。

それでは、防災について質問をさせていただきます。

能登半島地震では多くの家屋の倒壊により、犠牲者の死因の4割は、家屋の下敷きによる圧死でありました。そこでお伺い致します。

1つ、現在実施している本町の耐震診断、耐震改修、耐震ベッド、耐震シェルター等の補助制度についてお伺い致します。よろしく答弁お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の現在実施している本町の耐震診断、耐震改修、耐震ベッド、耐震シェルター等の補助制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の住宅耐震化に対する補助制度につきましては、多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱で定めております耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事に対する補助制度がございます。

対象となる住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象となり、耐震診断につきましては、耐震診断技術者が住宅の地震に対する安全性を評価するもので費用の90%を補助し、上限額が9万円となっております。

耐震改修工事につきましては、耐震診断により構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性が保たれておらず、倒壊の恐れがある住宅に対し、地震に対する安全性の向上を目的とするもので、費用の全額補助で、現行では上限額が100万円となっておりますが、令和6年度より上限額を120万円に増額する予定です。

簡易耐震改修工事につきましては、耐震改修工事と内容が一部重複しますが、耐震診断により、補助の対象となる上部構造評点が0.7未満と判断された住宅に対して、上部構造評点を0.7から1.0未満まで耐震性を高めるもので、費用の全額補助で、上限額が50万円となっております。

耐震シェルター等設置工事につきましては、耐震ベッドの設置も含んでおり、内容としましては、耐震診断により構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性が保たれておらず、倒壊の恐れがある住宅に対し、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置、いわゆる耐震シェルター及び耐震ベッドを設置するもので、費用の全額補助で、上限額が20万円となっております。

今後も住宅の耐震化の促進及び補助制度の周知、活用を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。もしリフォームをしてみたいという場合は、どのような補助になるのでしょうか。ご答弁お願い致します。

リフォームの場合です。50万円でもよろしかったですか。お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

リフォームにつきましては、今回この補助制度につきましては、耐震化の補助でございます。リフォームの中で、もし耐震の措置をされるのであれば、それは内訳として判断をさせて頂いた補助となると思いますので、リフォームそのものが補助の対象とはなりません。以上でございます。

議員（隅岡 美子）

2番目の質問に入ります。能登半島地震をうけて、耐震診断、耐震改修の補助制度について見直す自治体が多くあると伺っておりますが、本町での補助制度の見直しについてお伺い致します。よろしく答弁お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の本町での耐震診断、耐震改修の補助制度の見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町での耐震診断、耐震改修の補助制度の見直しにつきましては、先ほどの渡邊議員の質問への答弁と重複致しますが、今年1月に発生した能登半島地震におきまして多くの住宅が倒壊するなど甚大な被害を受けたこと、今後、予測されている南海トラフ地震の発生により住宅倒壊の被害が懸念されていること、それらを踏まえ、住宅の耐震化が急務であると考え、今回、多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金制度の見直しを検討致しました。

また、県内におきましても補助制度の見直しを検討する自治体がある中、本町では、これまで耐震改修工事には多額の費用を要する理由により、耐震改修工事を行わない方もおられたことから、耐震改修工事の補助額の上限額を現行の100万円から120万円に見直すことと致しました。

今後は、耐震改修工事補助金の増額について広く周知する必要があるため、町広報、ホームページや固定資産税通知書に増額となる旨の資料を同封するなど周知

に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。以前、町民の方から、その耐震改修、耐震診断について、分かりやすい相談窓口を作って欲しいということで相談があったんです。なかなか、こんなことを相談したら、いかんやろうとか、小さい相談でも乗ってくれるやろうとか住民の方はそういう心配をされる方もおいでということで、今後、要望致しますけど、ぜひ、分かりやすい相談窓口の設置を要望致します。

次の質問に入ります。次に、備蓄品についてお伺い致します。1つ目、町が指定されている避難所は12箇所ありますが、毛布が備蓄品の中に入っておりません。これは、夏を想定しているのでしょうか。お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の指定避難所における毛布の備蓄についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、内閣府が発表しております避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を基に避難生活に必要な様々な備蓄品を整備するなど、地域の実情を踏まえた指定避難所の環境整備に取り組んでおります。

本町におきましては、現在のところ毛布の備蓄はありませんが、防寒対策として町内の指定避難所に繊維毛布と比較して保温力の高いアルミ製のブランケットを約3,800枚、アルミ製の寝袋を約2,700枚備蓄しております。

また、このアルミ製のブランケットなどはコンパクトに収納出来るほか、三角巾や包帯の代わりや簡易担架としても利用出来るようになっております。

今後におきましても毛布などの寒冷対策を含む環境に応じた備蓄品の整備を検討するとともに被災された避難者のストレス等を軽減出来るよう、指定避難所の良好な生活環境の整備に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。それで、皆様もテレビなどで能登半島地震の被害の避難所の様子がたくさんテレビ放映をされておりました、能登半島と多度津町とはお互い冬の体制とは同じだとは思いますが、その中の方が感想を述べておられました。エアコンとかそういった、たまたま地震で壊れて使えなくて、また、その避難者は自宅に戻って暖房器具とか毛布とか布団を自宅へ帰ってそれを抱えて、また、避難所に戻って来た。寒さを凌ぐためにとか。下が体育館の中はフローリングですので、夜は下から冷気が上がって来て、とても寝られる状態ではなかった。寒さに耐えられなく、また傾いた自宅にも取りに行った。毛布のない体育館の床は固くて冷たかったとか、背中も痛いし、寒くて寝られませんでした。一睡も出来ませんでしたということの感想を述べておられました、多度津も能登半島もそういう方は同じだと思うんです。

若い方も高齢者の方も本当に床に寝て下さいと言われるのはちょっといかなものかと思って。やはりブランケットとは、やっぱり使い方が違いますので、そういう毛布は備蓄品の中に入れるべきではないかなと思ってます。それと避難者の方が避難する時に、毛布を自分で持ってこないかんとするのは、ちょっとこれも余裕があれば、毛布を持って避難所まで来れる方がいらっしゃるかも知れませんが、やはり、発災の時は自分の命を守るのが優先でございますので、なかなかそれは無理なことではないかなと思っております。

これが一つと、それから緊急指定避難所は、多度津町に個人の住宅も入れまして全部で50箇所あるんです。

それで私は四箇校区で住んでおりますので、四箇の公民館へ行って備蓄品はありますかと聞いてまいりました。そしたら、四箇の公民館は備蓄品は何も置いてませんという、お答えでしたので、ちょっとどうしたんかなと思って、備蓄品は無かったら困るのに、今後どなんするんかなと思って、それも思いました。

是非、緊急指定避難所50箇所にも色々な備蓄品がありますので、最初から全部揃えなければいけないというのは大変難しいと思うんで、災害のない今のうちから、しっかりと備蓄品を備えて頂ければなと思っております。その点いかがでしょうか。

ご答弁お願い致します。再質問です。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほど指定緊急避難場所のところの備蓄品の云々がありましたけども、私は今までこういうご質問で何回かお答えしておりますが、指定避難場所にはそういう風な備蓄品を用意しております。

緊急避難場所は、あくまで命を守るために緊急的に避難するものであり、そこで生活するということは基本的に想定しておりません。

そこにまで備蓄品を用意するとなると本当にすごい量の備蓄品を用意しなければなりません。

そこで、例えば一昼夜明かすとか、取りあえずそこで凌いで頂いて、そのあと安全に指定避難場所へ避難して頂くという風をお願いしております。ご理解のほど、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

どこの自治体も毛布などは備蓄品の中に入れてありますので、想定はしていないということでしたが、毛布をお願いしたいと思えます。

続きまして2つ目の質問です。備蓄品の中に使い捨てカイロを追加してはと考えますが、お伺い致します。よろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の指定避難所における使い捨てカイロの備蓄についてのご質問に答弁を

させていただきます。

本町におきましても冬季に発生した災害時の寒冷対策は、避難所等で多く発生する災害関連死の発生対策として重要な課題であると考えております。

使い捨てカイロにつきましては、多くの方に利用されており、寒冷地や冬季における寒冷対策の一つとして有効ではありますが、利用方法等に問題がありますと低温やけどとなり、感染症などを引き起こす可能性があることから適切な利用方法を守って頂くことなど今後の検討課題であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

3番目の質問です。食料品、液体ミルク、生理用品等には賞味期限、消費期限が定められています。それらの見直しは実施されたのでしょうか。お伺い致します。ご答弁お願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の備蓄品の食料品、液体ミルク、生理用品等の賞味期限・使用期限に伴う見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、県が実施した香川県地震・津波被害想定調査の調査結果にて公表しております災害発生時における避難者想定数を基に備蓄しており、賞味期限や使用期限を踏まえ、定期的に更新するなど維持管理に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ただ今のご答弁の中から質問をさせていただきます。ご答弁の中に定期的に更新するなどという言葉がございまして、以前は、いつ更新されたのでしょうか。ご答弁お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。物によって、使用期限・賞味期限等は違いますので、いつということではございません。

一つ例を申しますと液体ミルク等につきましては、非常に賞味期限が短いものでございます。1年半とか。それで従前、購入しておりまして、使用期限が今、既に切れており、今現在は備蓄品としてございません。

それで本年度、つい先日、入札の方を業者の方に依頼しましたところ、現在ちょっと能登半島の地震の影響かは分かりませんが、在庫品がないということで、今のところ購入出来ておりません。

それにつきましては、新年度等になりました時に、新たに入札をかけて購入したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。以前、液体ミルクについては240本、そのように備蓄を

されておると聞いております。有難いことに。また、よろしくお願ひ致します。
それで、食料品については、以前もお伺ひしたことがあるんですけど、防災訓練の時に皆様に差し上げたり、液体ミルクについては、乳児健診の時にお渡しをするんでなかったでしょうかね。食料品については、防災訓練の時に賞味期限の間近なものについては、町民の皆様に配布をすると私の記憶に間違っなければ、そういう風にお伺ひしております。

しっかりとその消費期限、賞味期限を見ながらローリングストック、次々新しいものを備蓄していくという流れの下にしっかりと実践をして頂きたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

4番目の質問です。能登半島地震では、想定を上回る避難者を受け入れたことに伴う備蓄品不足や断水で長期間トイレが使えない事態も発生致しました。このことについて町の対策、また、お考えをお伺ひ致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の避難所において収容想定数以上の避難者を受入れた際の備蓄品不足や長期間トイレが使えない事態への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においても避難所の被災状況等により避難者が一部の避難所に集中することで収容力を超える事態が発生し、備蓄品の簡易トイレが不足することや断水によりトイレが長時間使用出来なくなることも考えられます。

本町と致しましては、災害が発生し、避難者が一部の避難所に集中した際には、可能な限り避難者に移動をお願いし、過度な集中を分散することや使用していない他の避難所の備蓄品を使用し、備蓄品の不足を補うことが考えられます。

また、円滑に分散した避難が出来るよう、避難所の混雑状況や施設の被災状況など収集した情報等をエリアメールや車両による広報等において周知し、避難者が一部の避難所に過度に集中しないよう図ることとしております。

今後におきましても円滑な避難所の運営が行えるよう過去の災害を教訓にし、避難所の環境や備蓄品の整備を実施してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。色々な備蓄品の対策、また、衛生対策も今後、課題にはなってくると思っております。

1番、避難者対応で想定される深刻な事態と言いますと四国新聞の内容の中から抜粋してお話をしたいと思います。

もちろん物資不足や生活用水の不足や隔たり、それから2番目にはトイレなどの衛生面、そして3番目には避難者が体調を崩すこと。

また、その他に車中泊が増えて避難者の把握が難しくなる。また、満員の避難者が出る。また、指定避難所以外の公設施設に避難者が身を寄せるなどがございます。

その中でも特に強化をしないといけない対策については、1番多いのが、住宅の耐震

でございます。次に断水、そして次に災害関連死、そして火災、土砂崩れ、津波、その他と、そのように羅列をしております。

また、水のことに関しては、さぬき市においては、4月に開館する新しい志度・長尾両公民館に水源確保のために井戸を整備、普段は電動だが電力がない場合は手動でも水が汲める。また、避難所での感染症防止の観点からトイレなど衛生設備の重要性への指摘が相次いでおります。また、坂出においては、トイレ用品の備蓄の増加や仮設トイレのレンタル協定の締結、また、東かがわ市においては断水にも対応出来るよう、マンホールトイレや段ボールトイレなどの併用を計画するという県内においてはこのようなことで、対策を講ずるという風に記載をされておりました、こういったことも踏まえて、しっかりとした対策を講じて頂きたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。次に、緊急輸送道路の整備についてお伺い致します。

1つ目、救命活動や物資輸送の際に地震で橋が落下し、通行が出来なくなる恐れもあるため、緊急輸送道路等の橋の耐震化も加速しなければなりません。本町の橋の耐震化についてお伺い致します。よろしくご答弁お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の緊急輸送道路の整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の緊急輸送路は第2次輸送確保路線として、県道の丸亀・詫間・豊浜線、善通寺・多度津線等があります。

緊急輸送路の橋梁の耐震化につきましては、県において落橋防止装置等の対策を実施しております。

また、町道におきましては、国の道路橋定期点検要領及び県の橋梁点検要領に基づき、橋梁長寿命化計画を作成し橋梁点検を行っております。

橋梁点検の頻度につきましては、国、県の要領に基づき5年に1度の頻度で点検を実施しており、本年度の点検をもって全ての町道橋について2回目の点検が終了しております。引き続き、令和6年度より3回目の点検を行っていく予定です。

また、橋梁の補修等につきましては、点検結果に基づき補修工事の実施を行っております。

今後も災害時の避難路、輸送道路として活用出来るよう計画的に橋梁点検を実施し、橋梁の耐震化及び長寿命化に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。次の質問に入ります。次に、避難訓練についてお伺い致します。

1つ目です。令和5年度は、豊原地区が防災訓練を実施致しました。訓練の内容につ

いてお伺い致します。ご答弁よろしく申し上げます。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の令和 5 年度に実施した豊原地区防災訓練の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、令和5年11月3日、豊原小学校におきまして南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を豊原地区の住民と町内の自主防災組織等を対象に実施致しました。

訓練内容につきましては、丸亀警察署・自衛隊・消防本部・消防団・香川県防災士会・防災物品取扱業者・多度津町社会福祉協議会にご協力を頂き、パーテーション等を利用した避難所生活の体験や防災用品の利用方法、災害時の状況を撮影した写真の展示と説明、家具類転倒防止対策の講義、煙体験・消火訓練を実施致しました。

今後におきましても自治会や自主防災組織、防災関係機関と協力し、防災訓練を継続して実施してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。訓練の内容は、色々訓練をしよるなというのが分かって良かったと思います。

その中で、多度津中学校には段ボールベッドが 600 台、備蓄をしております。その段ボールベッドの組立てなんかはされたのでしょうか。ご答弁お願いします。再質問です。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

各部署にそういうものもございますので、当然その場所でも組立てて、そういうのは、実例というかそういうことの勉強はさせていただきました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次に 2 つ目の質問です。令和 6 年度は、四箇地区で防災訓練を実施すると聞いておりますが、実施内容についてお伺い致します。分かる範囲で結構ですので、ご答弁お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の令和 6 年度に実施予定の防災訓練の実施内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、令和6年度に四箇地区防災訓練を四箇小学校において実施する予定としております。内容につきましては、令和5年度と同様に実施する予定としておりますが、今回の地震等のことも踏まえて自主防災組織やご協力頂いております関係機関と協議しまして、訓練の内容を決定したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。3番目の質問です。周知・啓発についてお伺い致します。
ご答弁お願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の周知・啓発についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、防災訓練の開催について開催する地区の住民や町民の自主防災組織を対象に回覧文書において、周知・啓発する予定としておりますが、自主防災組織や関係機関と協議し、対象者や周知方法等について協議したいと考えております。

今後におきましても防災関係機関等と協力し、住民の防災意識の向上を図り、地域の防災力向上に努めるとともに災害時における関係機関との連携の強化に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。その中で地域の防災力の向上ということでございますが、2月だったと思うんですけど四箇の公民館で社協の方3名とそれから四箇地区の団体の皆様方、合わせて10名ほどが集まりまして、今後、地域の防災について、どういう風にしていきますかっていうことの議題でございました。

地域をよく知らない、それはなかなか。まず自分の地域をよく知ろう、また、過去の災害においては、歳をいかれた方は、過去にここに水が出たとか、ここは昔、橋が崩れて大水が出たとかそういったことはよくご存じなので、長老の方にまずお聞きをしようということも含めて、自治会長さん、それから班長さん、それから有志の方で、まず自治会を歩いて、ここが危ないというところを点検しようということで、この間、そういう会合が持たれました。

徐々ではありますけれども、危ないところを地図に落としていって、ここは気をつけないかんですよとか、そういう周知にもなりますし、子ども達にもそれを教えることも出来ますし、一つ1歩進めることが出来ておると考えております。

これもしっかりと今後、進めていきたいと思っております。

2つ目の大きな質問です。次に2番目の質問は、健康診断実施のための環境整備についてであります。学校においては、児童・生徒等が学校生活を送るのに支障がないか疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務付けられている健康診断を毎年4月から6月に実施しています。

近年、学校での健康診断をめぐっては、教育委員会に聴診器が胸に当たって不快な思いをした。なぜ肌を見せなければならないのか。などの意見が児童生徒から寄せられ、異性の教員が立ち会うこと等に懸念の声が上がっています。

文部科学省は、正確な診察に支障のない範囲で原則、上半身裸ではなく体操服等で体を覆うなど子ども達のプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう令和6年

1月22日付で全国の学校に具体的な取組を通知したと聞いております。

そこでお伺い致します。1つ目、本町においても文部科学省が示したように正確な検査や診察に支障がない範囲で、児童・生徒のプライバシー等に十分な配慮を行い、児童・生徒が安心して受けられる健康診断を実施していくことが重要だと思いますが、本町の健康診断の状況についてお伺い致します。ご答弁お願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の小・中学校における健康診断の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校の内科健診では、聴診器を使用する場合も肌着の上から使用するなど衣服を脱がずに健診を行う等の配慮を行っております。

また、異性の教員が立ち会うことはなく、診断結果を医師が養護教員に伝える際には並んでいる他の児童に分からないよう、病名票に記されている分類番号で伝えてもらう等の配慮をどの学校も実施しております。

続いて中学校の内科診断では、保健室カーテン、スクリーンで囲った中で実施しており、保健室内には待機生徒が3名いますが、健診の様子は見る事が出来ません。

また、健診は男女別に養護教諭と医師のみで実施し、担任等の教諭は廊下で待機している生徒の管理等を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。そこで質問です。異性の教員が立ち会うことはなくと、そういう風に実施をされておる。ですけれども女兒児童・生徒等の検査診察に立ち合うのは、教員は女性という理解でよろしいでしょうか。済みません。有難うございます。

そして、次の再質問です。保健室内には診察を待っている生徒が、ここに書いてあります3名いらっしゃいます。そういう児童・生徒が待てる時には、下着のまま待っているのでしょうか。それとも下着の上にタオルとか体操服を着たり、体を覆うようにして待機をしているのでしょうか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

保健室内に待機している3名程度の生徒が、どのような状況であるのかというのは、100%こうであるというのは、この場では申し上げにくいところがありますが、私自身も学校で勤めておりましたので、自分の実体験から言いますと中学校では多くの生徒達は体操服でいる状況があります。基本的には聴診の場合は聴診器を当てて、先ほど隅岡議員の方の話があったような少し胸に当たって気になる子どもがいたとかいうのが全国的に少し訴えがあるようなんですけれども、様子を見えますと特に女子生徒なんかは体操服を着ている状態で、それを少しだけ上げる感じで、医師の方がそこから聴診器を当てて聴診をするというケースが非常に多いというのが一

般的だという風に感じております。

健診は1学期にあるので、その暑い時期ではないので、すごくたくさんものを着ている訳ではないと思うんですが、健診前から裸になってとか全く下着の状態というわけではないという状況です。女子の生徒も多分、体操着を着ていると思うんですが、それらの子どもについては、下着の上の肌着の状態であるとか、そういうのは最低でもあるだろうと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再質問です。そしたら、健康診断する時の着替えの場所、もちろん確保されておるとは思いますが、お願いします。再々質問です。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

私の体験からなるべく正確なところをお話をしたいと思います。

一般的に内科健診で1人ずつ目視をしたり触診をする時に、例えば全く別室があって、そこで着替える部屋を用意しているということはありません。

例えば1組の男子が行き、女子が行くと次は2組の女子が行くと、そんな感じで行きます。廊下で待機している中へ入っていきます。そこで3名程度子どもがおりますが、もしも脱いだり着脱をする場合は、カーテンとかそういう風にしていきますので、その場所で行うということになると思います。その時は他の子は後ろ向いているとか、そういう状況になるんだろうと思います。ただ子ども達の状況なので、仲の良い状況であったら、そんなに気にしないこともあるかも知れないと思います。それからもう1点、健診には心電図というのがあります。心電図はご承知のように直接肌に付けるものでありますので、この健診については全く囲った状態で子どもが着替えてそこに入って一人一人、個別に行うということになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再々再質問です。このことについて最後の質問です。特に皮膚疾患の子ども、児童・生徒とかそれから胸部の疾患とかそれから心臓の疾患とか脊柱とか、そういった配慮が必要な児童・生徒に対しては、今、教育長申されたように、一人一人どのようにされているか分かる範囲で結構ですので、お願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

隅岡議員おっしゃるとおり、子どもによって必要度は変わってくる場所があります。例えば、こういう対策のままでいいよというような状況が一つあるんですけども、個々によって必要感があると思っています。

今、私も考えておりますのは、先ほどの質問にあったんですけども、心電図の検査などについても今回の通知があったので、次の年からは今、下着を付けた状態で

そこに入るとかそういうような変更はしているんですけども、一つ考えなくてはいけないのは、例えばアトピーの子どもについては、明確に指針が必要です。

だから、シャツを着たままだと確認しにくいというところがあります。だから、必要に応じては、そこを少しある部分脱いでもらうということもあると思います。

ただ、女子の場合は非常に過敏なので、周りの状況から判断出来るんだったら判断するというのをお医者様から聞いたことがあります。

それから脊柱側彎症は、今、非常に問題になっておりまして、これは早期に発見しますとコルセット等で固めることによって、思春期を超えて青年期になる時に改善されます。だから昔のように背中が丸いとかいうことがなくて、早く発見するので、それが改善されるんです。そういうところに非常に力を入れているお医者様は、やっぱり少しおかしいなと思ったら、そこについてはシャツを脱いだ状態で、きちっと見たいというところがあると思います。

このあたりが、非常に微妙なところもありまして、一つは子どもたちのプライバシーとか心に寄り添うことと、それぞれ学校医としての子どもの健康を守るんだという矜持というものも大切にされなければならないし、尊重されなければならないと思います。

そうした双方のお考えというのをきちんと聞いた上で、学校は対応していくべきだろうと思いますし、個別のことについては教育委員会としても相談を受けながら適切に対応していきたい。通知に従って、子どもたちの健康をしっかりと守るという観点から対応していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。今後も引き続き、よろしくお願い致します。二つ目の質問です。

国の文部科学省の通知について、各学校に周知されたのかお伺いします。ご答弁よろしくお伺いします。

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の文部科学省通知の各学校への周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知につきましては、令和6年1月25日、県教育委員会事務局保健体育課より届いております。

その際、県内の公立学校長には同課より周知がされております。町教育委員会と致しましては、周知されていない町内幼稚園へ周知致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。3点目の質問です。文部科学省は、自治体に対して地域の

医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するよう求めています。本町において医師会と健康診断の実施方法について協議されたのかお伺い致します。ご答弁をお願いします。

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の本町において医師会と健康診断の実施方法について協議されたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての医師会への依頼につきましては、県教育委員会事務局保健体育課より県医師会へ、県医師会より県下の医師会に周知頂いております。

本町で実施されている健康診断につきましては、先ほど答弁させて頂いたとおり、児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮したものとなっておりますので、改めて町医師会と協議はしておりません。

今後も協議が必要な事項が発生した際には、小・中学校の養護教諭を通じて学校医と相談しながら健康診断を実施してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。今後とも児童・生徒のプライバシーを守り、また、児童・生徒の健康を守って頂きたいと思っております。

これで11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。有難うございました。